

放置違反金納付書の再交付

放置違反金の督促を受けた方が、納付書の再交付を申請する手続

1 窓口での再交付

受付窓口	三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係 警察署では、納付書の再発行は受け付けておりません。				
受付時間	平日の 8:30 ~ 17:00				
申請者の確認	<table border="1"><tr><td>本人が申請する場合</td></tr><tr><td>本人確認できる書類（運転免許証等）をご提示ください。</td></tr><tr><td>代理人が申請する場合</td></tr><tr><td>・ 代理人であることが確認できる書類（運転免許証等） ・ 委任状（様式は問いません） をご提示ください。</td></tr></table>	本人が申請する場合	本人確認できる書類（運転免許証等）をご提示ください。	代理人が申請する場合	・ 代理人であることが確認できる書類（運転免許証等） ・ 委任状（様式は問いません） をご提示ください。
本人が申請する場合					
本人確認できる書類（運転免許証等）をご提示ください。					
代理人が申請する場合					
・ 代理人であることが確認できる書類（運転免許証等） ・ 委任状（様式は問いません） をご提示ください。					
納付書の再発行	交通指導課放置駐車対策係の窓口で交付します。				

2 郵送による再交付

受付窓口	三重県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策係 警察署では、納付書の再発行は受け付けておりません。
申請方法	以下の書類を同封し、交通指導課へ郵送してください。 <ul style="list-style-type: none">・ 再交付を申請する旨を記載した書面（様式は問いません）・ 本人確認できる書類（運転免許証の写し等）・ 返信用封筒（返送先を記載し、切手を貼り付けた封筒）・ 代理人の場合は、代理人であることを確認できる書類・ 代理人の場合は、委任状（様式は問いません）
納付書の再発行	再発行した納付書は、交通指導課から申請者へ郵送します。